

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年11月30日付けの「生活保護法第63条の規定に基づく保護費の返還について（通知）」（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

- 1 請求人は、資力があるにもかかわらず、保護を申請し受給をしていない。また、収入の見込みがあるにもかかわらず、それを申告せず保護を受給した事実もない。

請求人は、本件年金支払額を収入申告し、受理されているにもかかわらず、当該申告から1年以上も経過したのちに何の説明や調査もせず、処分庁が収入申告した全額を資力として過去に支給された保護費の返還を求めることは不当である。収入申告してから1年以上経過しているのであるから、請求人の生活実態や自立更生のための需要等について更に聞き取り調査等をする義務があった。処分庁や担当者が調査を尽くしたものと認められない。令和4年10月から令和5年11月

までの請求人の生活実態や自立更生のための需要等について調査を尽くしていないことについて、手続的瑕疵がある。

これは、平成25年に大阪高裁で出された判決である。

法63条に基づく費用返還請求の場合、ケース診断会議が行われていると思うが、そのことが出てこないこと、本件処分が出されるまで、会話しただけがなく、いきなり処分が出されたことも、手続的瑕疵があると思う。

2 処分庁は、資力の発生時点について、問答集問13-6・(1)によると判断しているが、これは法63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点の考え方であり、障害基礎年金を受給した全ての者の資力の発生時点を定めたものではない。しかし、処分庁は、障害基礎年金を受給した者は、過去に遡って費用返還義務があるかのように偽り、法63条に基づき支給された金額の全額に相当する金額の返還を求めていることは不当である。本件処分は、保護の変更の説明すら行っておらず、裁量権を逸脱した違法行為である。

3 ○○福祉事務所の職員は、本件処分に対して説明を求めても、どなたたり、威圧する言動をとり、生活福祉行政の運用の在り方は、組織として検討されるべきであると考えている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月 6日	諮問
令和7年 3月18日	閲覧等請求書（閲覧及び写しの交付） 並びに意見陳述申立て書を收受
令和7年 4月28日	審議（第99回第2部会）
令和7年 5月27日	審議（第100回第2部会）

令和7年 6月27日	審議（第101回第2部会）
令和7年 7月15日	閲覧等請求に係る決定通知を发出
令和7年 7月18日	手数料減額・免除申請書を收受、閲覧等の実施
令和7年 7月28日	審議（第102回第2部会）
令和7年 8月 1日	主張書面等の提出期限についての通知を发出
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年 8月27日	主張書面等の提出期限の延長についての通知を发出
令和7年 8月29日	「開示請求書」と題する文書（閲覧の請求を内容とするもの）を收受
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）
令和7年 9月24日	閲覧等請求に係る決定通知を发出
令和7年 9月30日	閲覧の実施、主張書面を收受
令和7年10月22日	審議（第105回第2部会）
令和7年10月24日	請求人へ口頭意見陳述を実施しないことの通知を发出
令和7年11月17日	審議（第106回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法の定め

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし

ている。保護費は、保護基準により、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定される。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(2) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとし、同・(イ)は、(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとしている。

(3) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(4) 課長通知

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が

著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている。そして、控除を認めることができる場合の例示として「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）を挙げている。

イ 他方、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしており（課長通知1・(2)）、被保護者に対し、「①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（同・(ア)）を説明し、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」（同・(イ)）としている。

また、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること」（同・(ウ)）としている。

#### (5) 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6・(1)は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合、法63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきかの間に対し、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき

事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」「資力の発生時点が保護開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」としている。

(6) 次官通知、局長通知、課長通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、処分庁による保護開始前の平成30年8月から障害基礎年金を受給する権利を得ていたことが認められるところ、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該年金受給による収入は、最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

しかし、請求人の障害基礎年金については、本件遡及年金額（平成30年9月分から令和4年7月分までの過去分の支払額3,056,556円）を請求人が受領したのは令和4年10月14日であり、処分庁は、保護開始日である令和2年5月19日に収入認定を行って遡及的に扶助決定額を変更する方法をとることができなかったため、同

月から令和4年7月までの保護を法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件処分により、過大に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

そうすると、処分庁が法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分による返還金額について

本件遡及年金額は3,056,556円であるところ、処分庁は、月額認定で生じる端数17円を当該金額から控除した3,056,539円を資力と認定している。

また、請求人からは、障害基礎年金を得るために必要な経費について、交通費100,000円の申告があったものの、担当者が当該金額の内訳を確認しても具体的な説明をせず、挙証資料の提出もしなかったことから、当該経費を必要経費として認めることはできず、処分庁が認定した3,056,539円（本件遡及年金額3,056,556円－端数17円）を請求人の資力と認めるのが相当である。

他方、上記資力の発生後の保護開始日以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用（請求人に直接給付した費用のほか、医療扶助の現物給付に要した費用も含む。）は、別紙の表の「支給済み保護費」欄の合計金額4,730,070円であり、本件遡及年金額を上回る金額の費用を要したことが認められる。

そうとすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記の3,056,539円であるということができ、処分庁がこれを、〇〇区に対して返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、前記1の法令等に則ってなされたものであり、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

(3) 自立更生免除について

年金を遡及して受給した場合の自立更生免除については、定期的に

支給される年金との公平性を考慮して厳格に対応することが求められており、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているところ（上記1・(4)・イ）、担当者は、請求人に対し、自立更生免除の取扱いについて、令和4年11月30日、同年12月8日、令和5年1月25日及び同月31日と複数回説明をしたが、請求人からは、本件遡及年金額に係る自立更生免除の申請はなかったことが認められる。

以上によれば、処分庁が、法63条の規定に基づく保護費の返還に当たり、自立更生免除の適用はないものとして本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分は、請求人が本件遡及年金額の収入申告をしてから1年以上経過してなされたものであるが、この間、処分庁や担当者は、請求人の生活実態や自立更生のための需要等について調査を尽くしておらず、平成25年の大阪高裁判決に照らして、手続的瑕疵があるといえると主張する。

しかし、請求人が、担当者に対して、本件遡及年金額について報告したのは令和4年11月30日であるところ、同日、担当者は、請求人に対して自立更生免除の案内をしており、その後も、請求人が本件遡及年金額に係る自立更生免除申請は行わない旨を話した令和5年1月31日までの間、担当者は、請求人に対して、自立更生免除についての説明や確認を複数回行っていることが認められる。

したがって、処分庁や担当者の対応に、請求人が主張するような手続的瑕疵があるとは認められず、請求人の主張は理由がない。

なお、請求人が引用する平成25年12月13日付け大阪高等裁判所判決は、所管課の不適切な対応により、要保護状態にあるのに保護申請手続をとらせず、保護開始が遅れた事実がある被保護者に対し、これらの点を考慮することなく、後に遡って支給された障害基礎年金に相当する支給済みの保護費相当額全額の返還を命ずる処分を行った福祉事務所長に対して、著しく合理性を欠き、裁量権を

逸脱した違法があり、また、当該保護申請手続をとらせなかった期間の被保護者の生活実態や自立更生のための需要について調査を尽くせなかった点について手続的瑕疵があるとするものであり、請求人と上記被保護者とは事情を異にし、同判決の判旨が本件に妥当するという事はできない。

- (2) また、請求人は、第3・2のとおり、処分庁は、資力の発生時点について、問答集問13-6・(1)を根拠に障害基礎年金を受給した者は過去に遡って費用返還義務があるかのように偽り、法63条に基づき支給された金額の全額に相当する金額の返還を求めていることは不当であり、裁量権を逸脱した違法行為であるなどと主張する。

しかし、請求人が支給を受けた障害基礎年金は、平成30年8月に国民年金法施行令別表に定める2級の程度の状態にあるものとして、同月を受給権発生月として支給処分を受けたものであるから、請求人が同年金を受け取る権利は、客観的に同月から発生し、請求人に帰属していた資産とみるべきであり、法63条の「資力」に該当するものと認めるのが相当である。

したがって、処分庁が、請求人について、年金受給権を取得した平成30年8月の翌月である同年9月分からの障害基礎年金を法63条の規定に基づく費用返還対象の対象となる資力に該当するものとして本件処分を行ったことに不合理な点は認められず、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。

よって、処分庁に請求人が主張するような裁量権を逸脱した違法行為があるとは認められず、請求人の主張は理由がない。

- (3) さらに、請求人は、第3・3のとおり、〇〇福祉事務所の職員は、本件処分に対して説明を求めても、どなったり、威圧する言動をとり、生活福祉行政の運用の在り方は、組織として検討されるべきであると考えたと主張する。

しかし、これらの主張は、〇〇福祉事務所の職員の対応に対する不服や〇〇区における生活福祉行政に係るものであり、本件処分を

対象とする本件審査請求の審査の対象外である。

- (4) なお、請求人より提出された主張書面（令和7年9月29日付）について、審査会として慎重に検討したが、請求人の主張を裏付ける客観的資料は見当たらず、これまでの判断を覆すものとは認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）